

議案第二十四号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の制定について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例を制定することについて、

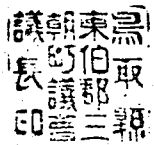
昭和二十二年法律第六十七号（第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町 農業後継者養成奨学資金給付条例

付条例

(昭和 年 月 日) 条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、本町内に住所を有する者の子弟で、鳥取県立備前農業高等学校又は鳥取県立農業経営大学校(本科)に在学し、学業成績良好で心身健全な者に対して奨学資金を給付することにより、自立経営の農業後継者として有用な人材を養成することを目的とする。

(奨学生の選定)

第二条 奨学資金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、

次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから町長が決定する。

- 一 鳥取県立備前農業高等学校等の入学選抜試験に合格した者又は同校に在学している者で、自立経営の農業後継者となり、農業の発展とその経営の近代化に尽くす意思が強固であること。
- 二 自立経営の農業を推進するために必要な営農基盤を有する者

第十一編 経済 (農業後継者養成奨学資金給付条例)

(鳥中文)

又はその見込みのある者の子弟であること。
三 学業成績が良好で、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(選考委員会)

第三条 奨学生としての適格性について調査審議するため、町長の管理に属する三朝町農業後継者養成奨学学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員一人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- 一 農業協同組合役員又は職員
 - 二 学識経験がある者
 - 三 町議会議員
 - 四 町教育委員会委員
 - 五 町農業委員会委員
 - 六 町職員
 - 七 中学校長
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

五四〇一

第十一編 経済 (農業後継者養成奨学資金給付条例)

〔奨学資金の額〕

第四条 奨学資金の額は、次表のとおりとする。

区 分	金 額
鳥取県立倉吉農業高等学校 鳥取県立農業経営大学校	月額 三千元 月額 二千円 月額 千五百円

(給付の期間)

第五条 奨学資金を給付する期間は、鳥取県立倉吉農業高等学校等に入学した日又は給付の決定を行なった日の属する月から、鳥取県立倉吉農業高等学校等の正規の修業年限の終期までとする。ただし、農業経営大学校(本科)については、第一年次終了までとする。

(奨学資金の給付)

第六条 奨学資金は、毎年六月、九月、十二月及び三月に、三月分ずつ直接本人に給付する。

(奨学資金の休止)

第七条 奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から、その理由の止んだ月分まで奨学資金の給付を休止する。
(奨学資金の打ち切り)

第八条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、該当することとなつた日の属する月の翌月分から奨学資金の給付を打ち切るものとする。

- 一 退学し、又は他の高等学校に転学したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 奨学資金の給付を辞退したとき。
- 四 学業成績又は品行が不良となつたとき。
- 五 前四号に掲げるもののほか、奨学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(奨学資金に係る償還金)

第九条 奨学生又は奨学生であつた者は、次の各号の一に該当するときは、給付を受けた奨学資金に係る償還金を規則で定める期間内に返還しなければならない。ただし、町長は、別に規則で定めるところにより、返還を猶予し、又はその全部又は一部の返還を免除することができる。

一 第八条第十項第一号及び第三号から第五号までの規定により奨学資金の給付を打ち切られたとき。

二 鳥取県立倉吉農業高等学校等を卒業した後直ちに自立経営農業に従事しないとき、又は五年以内に自立経営農業に従事しなくなつたとき。ただし、農業経営大学校(本科)については、

〔鳥中文〕

二年以内とする。

(連約金)

第十条 奨学資金に係る償還金を返還する者は、給付を受けた奨学資金に係る償還金に、別表に定める連約金を加算して返還しなければならない。ただし、町長がやむをえない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
(三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の廃止)
- 2 三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例(昭和四十二年三朝町条例第十八号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例施行の際、現に選考委員会委員である者は、第三条第三項の規定による町長が委嘱又は任命した者とみなす。この場合において、委員の任期は、従前の規定による委嘱又は任命の日からこれを起算するものとする。

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定による奨学生である者

別表

奨学資金を給付した期間	連約金の額(給付した奨学資金の総額に対して)
一年以内	二%
二年以内	四%
三年以内	五%

5 この条例施行の際、現に奨学資金に係る償還金を返還しなければならない者は、なお従前の例による。

〔鳥中文〕